

## イギリスの空家対策

獨協大学経済学部教授 倉橋 透

### 1. はじめに

総務省統計局「住宅・土地統計調査」によれば、我が国の空家率（一時現在者のみの住宅や建築中の住宅は除く）は2008年速報値で13.1%まで上昇した。その内訳は、賃貸用の住宅が54.1%，売却用の住宅が4.5%，二次の住宅が5.4%，その他の住宅が36.0%となっており、賃貸用とその他が圧倒的に多い。空家率は相対的に数値の低い関東大都市圏でも11.3%となっている。一方、從前我が国の大空家について語られてきたことは、水準の低いものが多く実際に利用できないということである。確かに、国土交通省「空家実態調査」（2004年度）によれば、一部三都の空家のうち「利用不適」は22.9%あり、「利用ができるか」「非募集」は18.5%に過ぎない。なお、「利用不適」かどうかは別として「非募集」のものは39.1%あり、その理由としては「改善計画のための待機」、「利用方法未定」等を除く「その他」が43.0%と圧倒的に多い。その中の解説が必要である。

今後は、住宅の長寿命化の一方で少子化が進行するため利用されない空家が増加し、過剰資産になると予想される。本稿は、こうした問題意識の下、住宅ストックの寿命が我が国より長いイギリスではどのような対策がとられているかを調査し、今後の我が国空家対策を考えるよがとしたい。

### 2. イギリス（イングランド）の空家の現状

イギリス政府 Department of Communities and Local Government の “Housing Strategy Statistical Appendix” (HSSA) の2008年改訂版によるとイングランドの空家戸数は、2008年に698,240戸であり、全住宅の3.1%である。1997年には763,234戸であったので、約9%減少したこ

となる。所有関係をみると図1のとおりである。

図1のとおり圧倒的多数が登録社会住宅以外の民間住宅である。また、改造等の予定がなく、かつ利用されないことに何らかの問題を抱えていると思われる6ヶ月以上空家の住宅は293,728戸である。

この293,728戸が空家対策の主たる対象となる住宅であろう。

写真1、2、3にイギリスの空家の現状を示す。

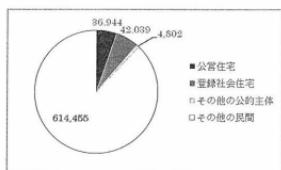


図1 イングランドの所有関係別空家（戸）

(注) イギリス政府 Department of Communities and Local Government "Housing Strategy Statistical Appendix" (HSSA) 2008年改訂版による。



写真1 空家の現状

(注) <http://www.flickr.com/photos/40005355@N04/>による。  
以下、写真はすべて同サイトによる。

月刊 住宅着工統計／2010・2



写真2 空家の現状



写真3 空家の現状



写真4 空家の壁に描かれた落書き



写真5 ゴミが投棄された空家

によってケースバイケースであり、一概には言えないのではないか。

### 4. 住宅と宅地についてのイギリス政府の基本方針

#### 3. 空家の近隣外部効果 (neighborhood effect)

Communities and Local Government省ホームページでは、維持の行き届かない空家は、有害小動物や害虫の繁殖、ゴミの不法投棄、パンダリズム、不法占拠、放火を引き、また麻薬の取引の場となるとしている。これは、近隣の不動産価格に影響を与えることもあると思われる。

住宅の近隣外部効果については、過去にも研究がなされている。Rosen (1985) は Muth (1973) の「スラムの除去と公共住宅による置き換えは、周辺不動産の価値にあまり影響がない」という研究を紹介している。また、O'Sullivan (2003) は「ヘドニック分析の諸結果からみて、ひとつの住宅の外観からプラスの効果が及ぶのは、数百フィートまで、局所的である」としており、近隣外部効果については限定的とするものが多いようである。

このように異なる評価になっているが、そもそも近隣外部効果が存在するかどうか、またその程度は時代、場所、マーケットの状況、家賃や不動産価格の変化がプラスの方向かマイナスの方向か

によってカースペイクスであり、一概には言えないのではないか。

Communities and Local Government省は2007年7月、Green Paper “Homes for the future: more affordable, more sustainable” を発表し、住宅と宅地のリサイクルを提唱した。同省はその中で「戦略的成功には、住宅の新築だけでなく、既存住宅の有効利用や、ブランドンフィールドの利用を最大化することも同くらい重要である」、「家主は住宅を貸さないことで平均して年8,000ボンドを無駄にしている」とし、空家を減らすため新規補助金を含めた政策手段を検討することとしている。

なお、宅地は本稿の範囲ではないが、参考までに記述すると、「新規に建てられる住宅のうち60%はブランドンフィールドで建てられるようになる」という国レベルの目標があり、同 Green Paper では地方自治体もそれぞれ目標を作成することが求められている。

## 5. 空家活用の施策例

空家活用のための施策には多様なものがある。ここでは、イングランドにおける3つの施策、(1) Short life housing、(2) Homestead、(3) Empty Dwelling Management Orders (EDMOs)を紹介する。スコットランド等では制度が異なる場合もあるので注意されたい。

### (1) Short life housing

Ireland (2006)によれば、Short life housingとは「長期を要する再開発に伴い取り壇し待つもの空家が発生するため、そうした空家をハウジングアソシエーションや住宅生協を通じて一時に転貸するもの」である。同書によれば、家主への賃貸は無料である一方、ハウジングアソシエーション等は家主の要求があり次第ただに住宅を返還することになっている。また、「家主にとっては（空家にしておくことによる）安全のコストを減らし、空家に伴う悪いイメージから逃れられるメリットがある。また、從来はベッド・アンド・ブレックファストに居住していたような借家人には短期ではあるが通常では入居できない住宅に住むことができるメリットがある」と指摘する。

同書に紹介されている Brent Community Housing Association (ロンドン) の事例をみると、320戸のShort life housingを運営しており、また借家人の75%は有職者である。なお、同アソシエーションは、他に商業ベースの貸付や修理、プロパティマネジメントを行っている。

我が国では、市街地再開発事業の際にShort life housingに相当する組織的な制度はない。しかし、再開発事業は長期を要することは同じであるので、我が国でも参考にする必要があろう。



写真6 再生のため5年以上にわたり空家になっている住宅（こうした住宅がShort life housingの候補になる）

### (2) Homestead

住環境の悪い地域では、たとえ住宅の改修を行っても家賃（ないし帰属家賃）は周辺の環境に影響されてしまう上昇せず、投資のパフォーマンスが悪くなる。一方、周辺の住宅は自らは改修をしなくとも、他の住宅が改修を行えば環境がよくなり多少なりとも家賃（ないし帰属家賃）が上昇する。このため、率先して改修投資をする者がいるなり、公的な間与が必要になるとされる（いわゆる「囚人のジレンマ」）。

Homesteadは、Ireland (2006)によれば「地方自治体が所有する空家を、大幅に値引きして売却する。その際、新所有者は住宅に投資することと義務付けられている。衰退地域に新たな人材と資金を呼び込む効果がある」制度である。この制度は前述の「囚人のジレンマ」を打破できるものと考えられる。

同書に紹介されているシェフィールド・ティ・カウンシルの例では、2001年に制度がスタートし、対象となるのは地方自治体が所有する資産価値4万ポンド（以前は2万5,000ポンド）までの住宅である。対象となる住宅は、修繕、改良に少なくとも5,000ポンド必要である。購入者に対して、最大1万2,500ポンドのディスクOUNTを行う。購入者には以下の条件がある。

- 1) 住宅を改良し、（地方自治体と）合意された水準まで改良する。
- 2) 住宅購入後、2年内に改良する。
- 3) 唯一の主要な住宅として、その住宅に居住する。
- 4) 3万5,000ポンドから5万5,000ポンド用意できる。
- 5) 手数料600ポンドを払う。
- 6) 購入後3年以内は住宅を売却しない。

シェフィールドでは、これまで19戸がこの制度の適用を受け、地域の利益に寄与していると評価



写真7 通り一帯が民間ディベロッパーに購入・改修されたリバーブルの空家（改修前）

されている。こうした評価がある中で、カウンシルは自らが所有する住宅だけでなく、民間住宅も買い取ってこのスキームにのせてきている。

Homesteadを筆者なりに考察すると、地方自治体にとっては、値引額額の（公共で修繕した場合のコスト）-（公営住宅として経営した場合の純利益）を下回れば財政的に有利である。一方、購入・投資する側になると、各住宅の改修をうけて実際に住環境がどの程度向上するかが重要なところ、それに事例の書類が必要である。このスキームはPPPの一種といえ、これから拡大が期待される。

なお、民間ベースでも通り一つの住宅をすべて買い上げ、改修して売り出す取り組みも行われている。住宅価格の上昇いかんでは、こうした取り組みも可能であろう。

### (3) Empty Dwelling Management Orders (EDMOs)

EDMOsは、2004年の住宅法で法制化されたもので、2006年から施行されている。所有者が住宅を空家のまゝにし、地方自治体が空家であること正当な理由がないと判断する場合には、一定の手続きを経て、当該空家を占有し（法的な所有権は移転しない）、第三者に賃貸することができる制度である。賃貸から生じる収入は実費を除いて所有者に支払われる。第三者への賃貸にによって所有者の同意が必要な暫定的EDMOs (Interim EDMOs, IMOs) と所有者の同意を必要としない最終的EDMOs (Final EDMOs, FMOs) がある。

地方自治体は、EDMOを適用する以前に、空家になっている理由を正確に把握すること、なるべくその空家を任意のベースで賃貸借されるよう努力することが必要である。ボランティア団体であるEmpty Homes Agencyのホームページでは、地方自治体から所有者に、「空家の理由を知りたいこと、空室をうめるためにどのようなことをしているか、改修のため補助金や政策融資を利用できる可能性があること、もし6ヶ月以上空室でかつ利用する意思がないと認められる場合にはEDMOによる法的措置を適用することで利用の状態に変えること」等を何回か通知することを薦めておりその文例を示している。

なお、利用の見込みがないときには、地方自治体は暫定的EDMOを適用する権限を与えるよう第三者機関であるResidential Property Tribunal (RPT) に申請する。RPTは、地域の利益、Orderが関係所有者や第三者の権利に及ぼす影響を考え

て権限を与えるかどうか決定することになる。

暫定的EDMOの適用期間は12ヶ月まであり、地方自治体はその間、新たな賃貸借契約の締結（所有者の同意が必要）、修繕、家賃収取、運営経費の支出ができる。余剰分は所有者に支払われる。所有者は暫定的EDMOが適用された場合にはRPTに訴えることができる。

暫定的EDMOを終了する場合には、地方自治体は、1) 住宅を所有者に返還する、2) 最終的

EDMOを適用する、のいずれかを選択する。な

お貸間等の賃貸は、賃借人がマイノリティ等社会の弱い人々であることから免許が必要とされており、別の定めがあるが本稿では扱わない。

最終的EDMOの適用期間は5年までである。

最終的EDMOは、前に暫定的EDMOから最終的EDMOを適用したことがなければ適用できない（最終的EDMOは再適用できない）。最終的EDMOが適用された場合、地方自治体は、新たな賃貸借契約の締結（所有者の同意不要）、修繕、家賃収取、運営経費の支出ができる。余剰分は所有者に支払われる。所有者は最終的EDMOが適用された場合にはRPTに訴えることができる。

Empty Homes Agencyのホームページで紹介されている。最初に最終的EDMOが適用されたビーター・パラ、ブルースター・アヴェニューの事例を参考までに述べる。3ベッドルームのセミタッチャの住宅であり、いろいろと問題があつて、地方自治体の担当者がこの住宅への対応のみに時間の20%を割っていた。この住宅が賃貸借されるまでの順序は以下のとおりである。

- 1) 担当者が所有者に会って、改修の補助金について説明。
- 2) 反応がなかったので、EDMOの手続きに入るために2週間の期限を設定。
- 3) 所有者から満足な回答が期待できなかつたので、暫定的EDMOの手続きをRPTに申請。
- 4) RPTは地方自治体に暫定的EDMOを適用する権限を与え、暫定的EDMOが適用された。
- 5) 地方自治体は、家の鍵を変え、修理工事の見積もりを行い、工事業者を選定し、所有者に何を行うか説明した。また、所有者に補助金を使って自己的に工事ができることの最後通牒を発した。これに5ヶ月を要した。
- 6) 所有者から満足な反応が得られなかつたので、地方自治体は賃貸エージェントを雇い、最終的EDMOを適用する意図を示した。工事業者が10日ほど工事をした後、最終的EDMOが適用された。

- 7) さらに、賃貸するレベルにするため室内装飾に2,500ポンドを要した。
- 8) 地方自治体は賃貸エージェントに住宅の賃貸の広告をするよう指示した。
- 9) 所有者の弁護士から、住宅の買主が現れた旨連絡があった。
- 10) 所有者は最終的EDMOの破棄を要求した。地方自治体はそれについてサインした。
- 11) 住宅が売却された日に、地方自治体は要した費用19,000ポンドの小切手を受け取った。
- 12) 新所有者（不動産業者）は最初売却するつもりだったが、オフィスとして使うなど、EDMOを無視するように見えた。
- 13) 最終的に、借家人がみづかり占有された。
- 14) 2008年、最終的EDMOが破棄された。

筆者は、EDMOsに類似した法制度を我が国でも設け、中心市街地のキーとなる位置に立地する空き店舗に適用すべきと考える。空き店舗があると、そこより先に人が行かず、商店街全体の地盤沈下になる。経済産業省の中心市街地再生研究会は不動産の所有と利用の分離とまちづくり会社の活動によって中心商店街区域を再生する方策を検討している（経済産業省（2009））。その中で、不動産利用権の集約を図るために、定期借地借家制度・信託制度を有効活用するための契約書の雛形の作成等を行っている。ただこれらは強制力のない制度であり、所有者が利用権の集約をあくまで拒否すれば歯抜け状に空き店舗が残ることになる。そこで並行して、強制力のある制度を創設する必要がある。財産権の侵害ではないかという意見もあろうが、日本国憲法第29条第3項で「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と定められているところであり、土地収用法も存在しているところである。なおかつこの制度は、せいぜい「利用権を一定期間収用するもの」に過ぎず、所有権に手をつけるものではない。そのため、制度として可能ではないかと考える。

## 6. おわりに－我が国の空家政策への示唆

我が国では、過疎地域または産炭地域等を対象とした空家活用事業はあるが、それ以外では副次的に空家の利用を支援しているにすぎない。地域によっては、空家の利活用についての「情報発信」「相談窓口・体制の整備」等が行われているものの、国としてのスタンスに欠ける点がある。将来、人が居住しない過疎地域への投資は再考の

余地がある一方で、今後は少子化で大都市でも空家がでてくることが推測され、その利活用方針や施策の確立が重要である。

さらに、我が国の中心市街地の再生、エコ・コンパクトシティ実現のためにEDMOsのような制度の活用は必要不可欠である。

### （参考文献）

- ・総務省統計局「住宅・土地統計調査」平成20年速報
- ・国土交通省住宅局住宅政策課監修『2008年度版住宅経済データ集』住宅産業新聞社発行
- ・国土交通省「空家実態調査」平成16年度
- ・Department of Communities and Local Government "Housing Strategy Statistical Appendix" (HSSA) revised 2008
- ・フリック カーサイト <http://www.flickr.com/photos/40005355@No.4>
- ・Rosen, H. S. (1985) 'Housing Subsidies: Effects on Housing Decisions, Efficiency, and Equality' in Auerbach, A. J. and M. Feldstein eds., "Handbook of Public Economics" vol1, Elsevier
- ・Muth, Richard F. (1973) "Public housing: an economic evaluation" American Enterprise Institute
- ・O' Sullivan, Arthur (2003) "Urban Economics" 5<sup>th</sup> edition, McGraw-Hill Irwin
- ・Department of Communities and Local Government (2007) "Homes for the future: more affordable, more sustainable"
- ・Ireland, David (2006) "a cure for empty homes" improvement and development agency
- ・Department of Communities and Local Government ホームページ  
<http://www.communities.gov.uk>
- ・Empty Homes Agency ホームページ  
<http://www.emptyhomes.com>
- ・経済産業省商務流通グループ中心市街地活性化室（2009）『不動産の所有と利用の分離とまちづくり会社の活動による中心商店街区域の再生について－中心商店街再生研究会中間とりまとめ報告書－』

※本稿をまとめるにあたり、東京大学住宅政策研究会（座長：井堀利宏 東京大学大学院経済学研究科教授）において、貴重なコメントを頂いた。厚く御礼申し上げる次第である。なお、コメントを活かし切れなかった点は深謝する次第である。